

情報通信審議会 2020-ICT 基盤政策特別部会（第2回）議事録

1 日 時

平成26年5月8日(木)15時30分～17時28分

2 場 所

第一特別会議室（総務省8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

谷川 史郎、知野 恵子、新美 育文、野間 省伸、山内 弘隆（以上5名）

（2）臨時委員（敬称略）

磯部 悦男、木場 弘子、住川 雅晴、滝 久雄、山根 香織、米倉 誠一郎

（以上6名）

（3）総務省

新藤総務大臣、上川副大臣、桜井総務審議官、鈴木官房総括審議官、
吉良総合通信基盤局長、安藤電気通信事業部長、菊池総務課長、
吉田事業政策課長、柴山調査官、柴崎企画官、竹村料金サービス課長、
片桐企画官、宮地高度通信網振興課長、玉田消費者行政課長、松井利用者情報室長

（4）事務局

倉橋情報通信国際戦略局管理室長

4 議 題

（1）基本政策委員会におけるこれまでの検討状況

（2）今後の検討に当たって

（3）委員からのプレゼンテーション

（4）その他

(山内部会長) ただいまから、情報通信審議会第2回 2020-ICT 基盤政策特別部会を開催させていただきます。

本日は、構成員が14名のうちの11名にご出席いただいておりますので、定足数を満たしております。

本日は、新藤総務大臣、上川副大臣も国会対応が終了次第、ご出席いただくことになっております。早速でございますけれども、お手元の議事に従って議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、基本政策委員会においてこれまで検討を進めてきましたが、この検討状況の報告。それから、今後の検討に当たってということの審議。その後に、委員の方からのプレゼンテーションを予定しております。

まず、「基本政策委員会における検討状況について」でございます。去る2月3日に総務大臣より諮問のありました「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」につきましては、会長から当部会に付託されました。当部会では基本政策委員会を設置いたしまして、調査・検討を進めているところでございます。

基本政策委員会は、3月11日に第1回、3月27日に第2回を開催し、論点の整理のご議論をいただきました。その後に17事業者・団体等を対象といたしまして、4月に集中的に合計3回にわたりましてヒアリングの実施をいたしました。詳細につきましては事務局からご説明いただきます。よろしくお願いたします。

(吉田事業政策課長) 資料2-1に沿ってご説明させていただきます。まず、2ページ目をご覧ください。検討スケジュールでございますが、今、部会長からお話がありましたとおり、基本政策委員会では3月11日から5回の委員会を開催してまいりました。

4月には3回にわたり事業者・団体からのヒアリングを実施しております。今後は、個別の論点を議論していくこととしております。これまでの具体的な開催状況やヒアリング対象者については3ページ、4ページに記載のとおりでございます。

5ページ目以降はこれまでの主なご意見ということで、基本政策委員会のほか、総会や本特別部会でのご発言も含め、項目別に事務局で整理したものでございます。

6ページから7ページにかけては、2020年代に向けた情報通信の展望を整理しております。「(1) 2020年代に向けたICTの役割」といたしまして、経済活性化や社会的課題の解決、安心・安全の実現などに関連するご意見をいただいております。

7ページをご覧ください。「(2) 2020年代に向けたICTの動向」といたしまして、高速化、大容量化などのネットワークの動向、あらゆるものがつながるとか、あるいは移動/固定を意識しない利用環境などの利用の動向、利活用、サービス・産業の動向などについてご意見をいただいております。

これら2020年代に向けた情報通信の展望については、様々な観点からのご意見をいただいておりますが、これからの日本はICTを活用して経済活性化や社会的課題の解決等を実現していく必要がある。そのためには、それを可能とする、あるいはそれを支えるための基盤の整備や制度整備を考えていく必要があると、大きな方向性では概ね一致しているのではないかと考えております。

8ページ目以降は、「世界一低廉かつ高速でビジネスしやすい環境の実現」の観点からのご意見をまとめております。なお、このページ以降、頭に○印が付いているご意見は、総会、特別部会あるいは委員会の委員からのご意見、◇印が付いておりますものは、ヒアリングで事業者や団体からいただいたご意見を表しています。それぞれのご意見の末尾に具体的にご発言いただいた方のお名前・団体名などが記載しております。

まず、「(1) 総論」といたしまして、「①主要事業者・グループの寡占化の進展」ということで、電気通信事業者が3つのグループに集約され寡占化が進展している、また、実態はグループで一体経営をしているのではないかとという観点からのご意見をいただいております。

9ページをご覧ください。「②これまでの市場の枠組を超えた新たな動向」といたしまして、委員、事業者双方から固定とモバイルの関係についてのご意見をいただいたほか、レイヤーを超えた競争、競争政策と電波政策との連携について、あるいは様々なプレイヤーとのコラボレーションの必要性について、また、利用者視点での議論が必要というご意見もいただいております。

10ページをご覧ください。「(2) MVNOの更なる参入促進を通じた多彩なサービス提供」につきましては、「①総論」といたしまして、MVNO等の多様な事業主体の参入が重要とする意見の一方、そのための競争や参入がまだ不十分というご意見をいただいております。また、「②MVNOの更なる参入促進を通じた多彩なサービスの実現のための環境整備の在り方」にありますとおり、具体的な制度につきましては、接続ルールの

対象となる事業者の在り方について制度の見直しの必要性や携帯電話と BWA との関係についてのご意見をいただいているほか、接続ルールの内容の在り方としてアンバンドルの促進や電気通信番号の割当てなどについてご意見をいただいております。

また、11 ページでは、MVNO が卸電気通信役務を利用しやすくなる仕組み作りやグループ内外の提供条件の透明性の確保など、主にヒアリングを行った事業者からご意見をいただいております。

12 ページでございます。「(3) 公正競争の更なる促進を通じた超高速ブロードバンド基盤の高度化、低廉化、強靱化の促進」の観点から、「①光ファイバ基盤等の超高速ブロードバンド基盤の競争政策の在り方」につきましては、設備競争とサービス競争との関係、あるいは光ファイバ接続料の在り方、モバイルブロードバンドの発展のための固定回線の必要性についてのご意見をいただいております。また、「②NTT 東西と競争事業者との同等性確保の在り方」については、NTT 東西の NGN のオープン化の促進や DSL サービスの在り方についてのご意見もいただいております。

13 ページをご覧ください。「(4) 市場の環境変化を踏まえた NTT グループの在り方」につきまして、「①総論」や「②市場の環境変化に対応した規制の在り方」にありますようなご意見がございました。具体的課題として、「③移動通信と固定通信等のサービス連携に関する規制の在り方」や「④その他」として NTT グループに対する出資比率の在り方や NTT 東西自身の ISP 事業などに関するご意見が出されております。

14 ページをご覧ください。「(5) 適正な競争環境の実現を通じた、利用者のニーズに適した多様なサービス、多様な料金体系の実現」については、①にあるように、過剰なキャッシュバックについて、あるいは②にあるような利用者ニーズに適した多様な料金体系の実現についてのご意見をいただいております。

15 ページの③にありますとおり、SIM ロック解除や端末とサービスの切り分け等についてのご意見もございました。

16 ページをご覧ください。「2020 年代に向けて、利用機会が確保されるべき ICT 基盤・サービスについて」という検討事項に対して、「①利用機会が確保されるべき ICT 基盤・サービスの在り方」についてのご意見です。

①にあるように、「全国くまなく、どこにいてもビジネス展開ができ、高齢者にも使えるような ICT 基盤の整備が必要」という基本的な考え方とともに、16 ページから

17 ページにかけて、モバイルやブロードバンドのユニバーサルサービス制度についてのご意見をいただいております。

18 ページをご覧ください。「(2)安心して ICT を利用できる環境の整備」に関し、「①消費者保護ルールの見直し・充実の在り方」として、利用者に対する説明や苦情・相談体制の充実についてや、クーリングオフ制度の導入に関するご意見をいただいております。

最後に 19 ページ、「(3) 世界中から訪れたい国に」ということで、観光客やビジネスマン等にとって ICT を利用しやすい環境として Wi-Fi 環境の充実や SIM ロック解除の推進についてのご意見をいただいているところでございます。以上でございます。

(山内部会長) どうもありがとうございました。基本政策委員会の委員から意見をいただき、今、事務局からご説明いただいたような形にまとめていただきました。まずはこれについて、部会の皆さんからの意見を伺いたいと思います。どのポイント、どの論点からでも結構ですので、何かご意見やご質問があればご発言いただきたいと思います。何かございますか。かなり論点が多岐にわたっておりますので、どれからでも結構でございます。

(住川臨時委員) 非常に多岐にわたった議論をしていただいていると思いますが、利用者という立場から 2 点コメントをさせていただきます。1 つはレジリエンスという視点、もう 1 つはイノベーション、産業振興の視点です。

レジリエンスに関する視点につきましては、2020 年代の ICT 基盤を考えると、廉価で超高速ということも重要ですが、物と物がつながり、制御の分野まで ICT 基盤に重要な役割が期待されると思います。そうしますと、このような環境において、ますます災害時のレジリエンスやセキュリティ対応が非常に重要になってきます。トラブルが発生したときには単なる通信障害以上の影響が予想されます。例えば鉄道の分野でトラブルが発生したときには、可能な範囲ではありますが、鉄道会社の垣根を越えて振替輸送をしているというようなサービスが実際に行われているわけでございます。ICT 分野も、今までの発想を超えた対応が可能かということを考える必要があるのではないかと思います。

今後発生するかもしれない地震等の災害、増大するトラヒック、大量の M2M 通信に

与える影響について、安全・安心な ICT 基盤が必要であり、通信インフラを担う方々への期待は大変大きいと思っております。

2点目は産業振興の視点でございます。今のご報告の中にも含まれておりますが、今後の ICT 基盤は M2M や制御分野で重要性が非常に高くなることが予想されるわけですが、新たな発想によるイノベーションの担い手が出現することを是非期待しています。また、それが許されるような環境であるべきだろうと考えます。

2020年の時点を考えますと、ICT 基盤では、これまでの通信事業者等のプレイヤー等が重要な役割を担うことは間違いございませんが、今後出現するであろう新たなプレイヤーも積極的にイノベーターとしてチャレンジできる環境を提供する、又はそれを許容する環境を整備する必要があるだろうと思います。

通信事業者同士の競争環境も重要ですが、今後チャレンジしようとするプレイヤーの活躍を醸成するようなフェアな競争環境という視点も必要であり、この先の日本の産業振興につながる自由度を残しておくべきだろうと考えます。以上2点、申し上げます。

(山内副会长) ありがとうございます。レジリエンスという視点とイノベーションという視点、この2点からご意見をいただきました。そのほかに何かございますか。

(米倉臨時委員) 非常に多岐にわたっているのではらばらになってしまうのですが、今回のヒアリングで一番重要な視点だと思ったのは、日本の整備率は90数%に達しているのに、普及率が50%台に留まっている。かなりの分野でインフラストラクチャーがあるのに使われていないということです。この状況を改善すべく、制度的な改革をどのようにすべきかということは、もう3年も経っているわけですから、きちんと議論をして、整備率に対して普及率をどうやって上げるかに絞って考えるべきだと思います。

ヒアリングで孫社長が話されていたように、8分岐について、その後説明を受けて、技術的にはできるけれどもかなりコストがかかる事は分かりました。その種のメニューをはっきりさせて、なるべく多くの人たちが、これだけ整備されたものを使える環境をどうやって早急に整えるかという、具体的な方針を決める必要があるのではないかなと思いました。

もう1つは、教育もそうですし、政府もそうですけれども、もっと利活用ができるような規制緩和を、政府からきちんと進んで改革をしていくという視点が大事では

ないかと思ひます。それが欠如しているので、これまでの検討状況に対する説得力を欠いているのではないかと思ひます。

例えばアメリカの場合、免許証でさえインターネットで更新できます。僕も更新したことがあるのですが、最後の質問で「この5年間で顔は変わったか」と聞かれて、「変わってない」と回答するときちゃんと免許証が送られてきます。日本の場合だと、免許証をネットで更新できるとなると、非常に危険だと事前判断されてしまいます。しかしながら不正が行われた場合に事後非常に厳しい罰則があるとすれば、1万人に一人が不正を行うかもしれないために、9,999人が我慢をする社会を作るのか、やはり9,999人が非常に簡単に利活用ができて、もし一人の不正使用者が出たときに事後的に厳罰を処すような発想の転換、すべてが安全・確実でない限り、規制緩和あるいはネット利用は進まないという方針から、事後規制の中で多くの人たちに使ってもらえるようなeガバメントの設立みたいなものをここで書くということが大事だと思ひます。

もう1つオリンピックに関してですが、例えばロサンゼルスなどで導入されているフリーWi-Fiを東京で本当実現することができるのかどうか。そのことを投資した人たち、使う人たちも含めて、早急に検討しないといけない。「お・も・て・な・し日本」とか言うのはいいのですが、最高のおもてなしは日本に着いた人たちがどのモバイルでもフリーWi-Fiに接続できるというのが基本の基本だと思ひます。それがどれくらいできるのか。また、それを使って主要な交通機関とかにどういうふうに簡単にアクセスできるのか、具体的な事例をそろそろ詰めていかないと、2020年の日本の具体的な姿、あるいは具体的な提言というものが見えてこないのではないかという印象を持ちました。

(山内部会長) ありがとうございます。おっしゃるように、具体性を持った政策ということで、これから我々のこの部会を経て、それからまた基本政策委員会の方に戻して、そこでまたそういった具体的な議論を展開できるようにしたいと思ひます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、野間委員。

(野間委員) 私も、NTTグループ、KDDI、ソフトバンクのヒアリングを聞かせていただきましたが、2020年に向けたICT基盤の将来像というのは、皆さん、おっしゃっていることは同じなのですよね。そのためには、あの状況を2020年より前に実現しなければならぬし、また、どこかの時点で完全自由な競争環境というのが必要だと思ひまし

た。でも、両サイドとも、自由ではない、公正ではない、ということをおっしゃっています。それを一步一步、2020年までに公正で自由な競争環境を作り上げるためには、2年後、あるいは、4年後、どうなっていなければならないのかを考える必要があると思います。2020年まで6年しかないわけですから、2年単位か1年単位で、その進捗状況を見ながらきちんと1個1個変えていけば、道は作れるのではないのかなと思いました。

(山内部部长) ありがとうございます。新美委員、どうぞ。

(新美委員) 先ほどのお話を受けてですが、向いている方向はほぼ共通だというのは、野間委員がおっしゃったとおりですが、そのときにどれくらいの資本を投入すべきなのかという議論をしておくのも重要だと思います。

もう1つは、ここでは光の部分だけしか議論をしてないので、影の部分というのをもう少しきちんと押さえた方がいいのではないかと思います。例えばフリーWi-Fiにしよというものは賛成ですが、そうすると現在行われている本人確認をどうするのか、あるいは、廃止するというのも意味する可能性も否定できない。それが社会の安全にとって本当にいいのかという議論もしておかなければいけないと思います。いろんなところで光の議論を議論するときに、影の部分も必ず付いて回りますので、それを意識しながら具体的な政策を作るべきだということを意識しておいた方がいいと思います。

(山内部部长) ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(山根臨時委員) 私も2回ヒアリングに参加させていただきました。当然なのでしょうが、各社とも、いかに自社にとって有利な制度とするかということに発表の力点が置かれておまして、ともすると、消費者は置き去りになるのではと少し心配しました。ビジネスのしやすさ、企業の利益向上はとても大事だと思いますが、やはり利用者にとって何がよいかということが原則の話だと常に据える必要があるなということも感じました。

(山内部部长) ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

実は、今いろいろご意見をいただいたことについて、この部会もそうですし、基本政策委員会を通じて、我々はこれからこの問題についてどう議論したらいいかということについて、大変重要なご指摘をいただいたと思います。そういった点を踏まえ、

私から提案がございます。

先ほど議事のところで申し上げました、今後の検討に当たってというところですが、実は3年前に「光の道」というのをやっけていろいろ議論しました。そのときも我々は多岐にわたる政策について具体的に進めるに当たっての基本的な考え方とか、基本的な原則というものを1つ打ち出して、それで議論しようではないかということになりました。

まさに今回も先ほど見ていただきましたように、非常に多くの論点を含んでおりますので、それについて議論するときにこんな考え方はどうかというものを提案申し上げようかと思っております。

資料2-3をご覧くださいなのですが、これは、今回、我々の議論をまとめて11月くらいに答申したいと思っております。既に5月の半ばに入っております、時間もタイトということでございますので、今後、当部会あるいは委員会での審議が効率的・効果的に集約されるために、2020-ICT 基盤政策特別部会としての基本的な5原則というのを作ったらどうかということでここにご提示したというところでございます。

簡単に読み上げさせていただきますので、皆様のご意見を伺って、また直すべきところは直して、できればこういう5原則で議論したいということでございます。

まず、5原則の「I 『公正競争徹底』の原則」。今お話がありましたように、競争をどうやっていくのかということで、左右両サイドからというご発言がございましたけれども、基本的には最先端の技術を活用したICT基盤を多様なプレイヤーによって実現するとともに低廉かつ多様な条件で利用できるよう、設備及びサービスの両面で公正な競争環境を一層徹底させる。

2番目は、先ほどご指摘がありましたイノベーションでございます。「II 『イノベーション促進』の原則」と名付けました。これは、先ほど住川臨時委員からご指摘がありましたけれども、新事業や新サービスの創出を促進し、利用者が新たな価値や多様なサービスを楽しむことができるよう、イノベーションによる民間事業者の創意工夫が促される仕組みを作る。

3番目は、「III 『社会的課題解決』の原則」と名付けました。今、我々が抱えている問題は少子高齢化とか、たくさんあるわけですが、そういった社会的課題

の解決や地域の元気に資するため、我が国が有する世界最高レベルの ICT 基盤を享受・活用できるようにすることを目指す。これは米倉委員が先ほどおっしゃっていたように、普及させるということが重要だということもありますし、利活用ということもありますし、公的な主体がプロモートするということもあると思います。

4 番目は、「IV 『魅力向上・発信』の原則」。オリンピック・パラリンピックの話もありましたけれども、日本人のみならず訪日外国人も最先端の ICT 基盤をストレスなく活用でき、その魅力が世界に発信される環境を整備するというところでございます。

最後に 5 番目の原則ですけれども、これは「V 『利用者視点』の原則」です。I から IV のいずれにおいても、民間事業者の自由な事業環境をできる限り確保しつつも、常に利用者視点に立って、利用者の便益を最大化できる環境を整備することを目指すというものです。山根委員がおっしゃいました消費者の視点というのも当然ここに入ってくると思います。

ということで、こういう 5 原則の下に多岐にわたる政策の問題について議論したらどうかという私からの提案です。もちろん事務局とも相談して、この原則を策定しました。これについてご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

(米倉臨時委員) とてもいい 5 原則だと思うのですが、一番目の公正競争は、時間軸が入ってくるので、投資を先にやってしまった NTT と後発の事業者との間で、自由にしましようというときに、固定の 7 割のシェアを持っている企業、あるいはこれまでにものすごい投資をしてきた企業、それとその上に乗っかっていしましようという企業の中に公正というものをどうやって捉えるかというのは非常に難しい問題だと思います。そのためには、原則も大事なのですが、情報公開が重要。「こうしました」ではなくて、「なぜこうなのか」ということデータを明らかにしていくということが重要と思いました。

(山内部会長) ありがとうございます。我々が政策論議していく方向だというときにエビデンスになるようなデータとか、そういったものの公開ですかね。あるいは納得性を持った議論をすると、そういうご意見でしょうか。ありがとうございます。

(知野委員) 今の先生の意見に関連しているのですが、「公正競争徹底」というのはまさにそのとおりだと思うのですが、何が公正であるかということが非常に分かりにくい。いただいた資料を読ませていただきますと、事業者の方がそれぞれの意見を

いろいろおっしゃっているということは分かるのですが、全体像みたいなものがよく分からないというのがあります。

例えば非対称規制の話がありましたけれども、禁止行為というのは具体的に何が禁止されていて、あるいはそれを緩和することによって、将来このくらいのどういう市場が予想されるのかとか、どういうイメージを抱いているのか、それが禁止行為によってどれだけ制限されているのか。何かもっと具体的なもので議論していく必要があるのではないかなと思います。

それは市場だけの話ではなくて、SIM ロックの解除ということをいろいろな方がおっしゃっていますけれども、これに関しても、先ほど影の部分というお話がありましたけれども、プラス、マイナス、それぞれどのようなことが起こり得るのかとか。それから、確か2010年に総務省でSIM ロックに関するガイドラインを策定したと思うのですが、それが4年経ったにもかかわらず機能していないということなのか、それはなぜなのか。そういったことを踏まえて、具体的な話で考えることができたと思います。つまり、言うだけではなくて、論点に関してプラス、マイナスを議論していくことが必要ではないかと思います。

(山内部会長) ありがとうございます。米倉委員と非常に近いご意見だと思いますけれども、具体的にどういうふうにしたらどうなるのかという見通しを持って議論をしていくということで、エビデンスをきちんとしると、こういうご指摘だったかと思えます。

磯部委員、どうぞ。

(磯部臨時委員) 今回の点、まさに「公正競争徹底」の原則の公正競争とは何かということですが、2010年に競争政策に関する政策が作られまして、その冒頭にも書いてあります。設備競争とサービス競争のバランスをとるとか、消費者から見たときにいろいろなコンテンツやアプリケーションにアクセスできるとか、いろんな端末を自由に使えるとか、適切な料金で利用できるとか、そういった目指すべき姿が、書いてあります。いわば、この5原則の次のレイヤーの原則になるのだと思うのですが、そこはまだ十分に生きていることだと思います。

個別の問題にフォーカスしていくと、どちらかに政策を振ると必ず誰かが損をするというような状況に今あると思います。ですから、原則をしっかり立てて、それに向

けてどうドライブしていくか、そこが重要なところですよ。非常に技術の進歩も速いし、新しいビジネスモデルが出てくるのも速いし、社会問題が起こるスピードもものすごく速い。ですから、そこに迅速に手を打てるような体制を作っていくことが重要だと思います。

(山内会長) ありがとうございます。どうぞ。

(滝臨時委員) 米倉先生がおっしゃるように、IT 利活用について、インフラは世界一なのに、利活用は大変遅れている。その中に大きな問題として個人情報保護法の絡みとか、マイナンバーといいますか、背番号制との関係、個人情報保護法と背番号のところに絡んで、非常に大きなポテンシャルがあるわけで、そういう意味ではその辺は利便性が進むことでクラウド関連ビジネスは進んで、国家的にも逆にセキュリティへの費用が使えると思います。大体、専門家の先生の間ではっきり見えているのだと思います。

そういう意味では、何しろすばらしいブロードバンドインフラを持っている日本が世界一の利活用の国になりたいというのは夢ではなくて、実現できる現実なので、その事業ポテンシャルと利便性のポテンシャルはものすごく大きい。その辺のところを開示というか、分かりやすく説明する中で、時間軸と米倉先生がおっしゃいましたけれども、どんなに急いでも拙速になってはいけません。お金をかけても少し早くやれば、東京オリンピックもありますけれども、その前に韓国でオリンピックもあるわけでございます。

そういう中でインフラは既に確立しているし、光ファイバそのものは日本の技術が一番進んでいるわけで、そういう意味ではこの利活用が低いのが非常に残念でしょうがないというのが私の感想でございます。是非、実態は分かっていると思いますので、どんどん進めていただきたい。それによって、ビジネスの大きさからインフラ整備、セキュリティ対策を進めてもらいたい。

ここも日本独特に得意なジャンルではないかと思っておりますから、高質のブロードバンドと非常に関係性がありますので、逆にセキュリティそのものを世界に出していくみたいな夢もあるわけでありまして、是非、皆さんが連携してがんばっていただきたい。本当に時間が問題で、遅れているのです。それが一番懸念している点なのです。遅れていると思っていない人もいるかもしれませんが、利活用は極端に個人情報保護

法とマイナンバーとの絡みで遅れています。その辺で是非追いつきたいものだと思います。

(山内部会長) どうぞ、新美委員。

(新美委員) 今の議論で感じたのですけれども。こういった進歩の激しいところで事前に規制をするということをやっていたら進歩の芽を摘むのは明らかなわけです。そのような場合にはトライアンドエラーということを原則として掲げるべきだと思います。

公正な競争といいましても、多様なプレーヤーがいて、競争の場が錯綜するなどしていますので、事前にこれが公正だというのはとても決めようがない。基本的には自由競争にしておいて、何かまずいことが起こったら、そこでそれ相当のペナルティを課していく。そういう基本姿勢を取らないと、イノベーションというのは出てこないのではないかと思います。

今、ありました個人情報保護法の分野でも事前規制型から、何かまずいことをやったら相応のペナルティを課しますよという方向に移らざるを得なくなってきました。こういった社会の変化が非常に激しい分野において、前もって規制することはあまり考えずに、事後的に相応のサンクションをかけていくということを考えるのがいいのではないかと思います。

5原則を読ませていただいて、なるほどと思っておりますけれども、そういったもう少し精神的なものを掲げた方がいいのではないかと、滝委員がおっしゃったことを伺って感じた次第であります。

(山内部会長) ありがとうございます。どうぞ、山根委員。

(山根臨時委員) まずは原則のご提案、ありがとうございました。

「社会的課題解決」についてですが、様々な課題がありますが、その1つとしてまさにインターネット等の普及によって様々な消費者問題とか子どもを取り巻く事件等々の問題というのが増え続けているという実態もあります。そこへの対応の視点というのでも欲しいと思います。

例えば、インターネット等の教育をする側の人材の育成や消費者教育の充実であるとか、そういった言葉等を是非加えていただきたいと思います。もしかしたら、その辺りは別の委員会で、というような説明もあるのかと思いますけれども、ICT活用促進とそういったところの育成等というのは両輪であるということを忘れずに、確認し

ながら進めていただければと思います。

(山内部会長) ありがとうございます。米倉委員、どうぞ。

(米倉臨時委員) 今の山根委員のご指摘は本当に大事な視点だと思います。今の教員にこのまま IT 教育をやれというのは、ほとんど不可能だと思います。さらに英語教育もやれというふうになっているわけですから教員を増やすことを考えなければなりません。ところが財務省はそれに基本的に反対している。では、その財源をどうやって確保するのか。そのためには、規制緩和を通じて政府がものすごくエフィシエントになっていって、そこで浮いたお金を教育・社会資本に投資していく、そういう枠組みを示すということがすごく大事だと思います。

先ほど新美委員がおっしゃった光と影、本当に大事だと思うのですが、その後におっしゃった事前規制・事後規制ということでは、事後規制がやっぱり重要で、フリー Wi-Fi にすると個人のアイデンティティは確かになくなると思います。でも、それを覚悟して、それ以上のサービスを提供する。例えば東京駅に行くとか、海外から来た人がスマートフォンを掲示板に当てて、この史跡はどういう史跡なのかを知りたい、そこまで行ったときにはアプリケーションをダウンロードするので、個人認証ができる。そこではたくさんの競争が起こるけれども、最低限のレイヤーは自由にして、多くの人が使えるようにする。そうすれば、そこにたくさんのアプリケーションや競争や新しいサービスが生まれる。そういう体制にしていって、なるべく事前の規制はかけないということが大事だと思います。

NTT も事後規制でいいのではないかと主張していました。しかしながら、固定であれだけ高いシェアを持っている事業者にバンドルしてもいいよといってしまうと、かなり後発の参入事業者にとっては不利な状況が生まれるのではないかと思います。しかし、消費者の視点からいえば、一番安くて速くて確実なものが手に入るというのが一番いいですね。

ですから、すべてを緩和して自由に競争させろというと、やはり先行者が有利になるという状況が生まれる。かつては先行者有利が基本的には消費者に不利だったので競争させて消費者に有利にさせようということだった。今はちょっと逆の現象が起こっている可能性がある。原則自由にした場合に、実は一番利便性を高められるのは消費者かもしれないですね。ですから、そういうことも含めた情報公開と、公平・公正

な競争って何なのかということをごここで明らかにしていくことがかなり重要なと思います。

(山内部長) 教員の数を増やすということについては全面的に賛成です。

(米倉臨時委員) 本当にやらないと、大変ですよ。

(山内部長) 新美委員、どうぞ。

(新美委員) 私も基本的には米倉委員と方向性は一緒だと思います。

もう1つ付け加えたいのは、競争という場合にフィールドを国内だけに限るのか、国際的な競争を考えるのかということも基本政策を考える上では大事だと思います。その点も是非視野に入れた議論を、政策を作るときには考えたいです。

(山内部長) ほかに何か。住川委員、どうぞ。

(住川臨時委員) 今の皆さんのお話は基本的には事後規制とのことで、セキュリティ、特にマイナンバー、個人情報については違反者への罰則強化である程度対応し、利便性を優先させるというについては是非原則の中のどこかに、「利用者の視点」の原則に入るのかもしれませんが、そういうところできちんとやっていただきたいと考えます。

もう1つは、先ほど申し上げたのですが、緊急時の共用化、こういう視点もどこかに入れておく必要があるのではないかと考えております。それは、先生の原則からいえば、「利用者視点」という中に緊急時について入れていただければ、それでもよろしいかと思います。

(山内部長) ありがとうございます。

今、伺っていると、私がお提案した原則の問題もそうなのですが、それ以外に先ほどの検討状況に対するご意見もたくさんいただいておりますので、議題でいえば(1)と(2)を一緒にしたような形で結構でございますので、ご自由にご発言願えればと思います。

木場委員、どうぞ。

(木場臨時委員) 個別のことにまた戻させていただきますけれども、山内先生の原則でいうと、IVの「魅力向上・発信」についてですが、フリーWi-Fiの話というのは、この部会でなくても観光関係や交通政策等で取り上げられています。そうしなければならぬという話は、3年くらい前に外国人にアンケートを取ったら無料公衆無線LANの環境に対する不満がトップで、37%くらいというものでした。どこに行っても同じ資

料を拝見するのですが、そこから、なぜ普及や対策が進まないかというのが、よく分からないところです。

裏を返せば、日本に来てこれだけ不満があるということは、海外ではこれがうまく回るシステムというのであれば、その辺りもこれは総務省の委員会では是非とも教えていただきたいと思います。また、何がネックになっているのかというのも是非ご説明いただきたいと思います。個人的には、事業者さんも今ご努力されていると思うのですが、もっと連携されて、1回日本に来て、何か登録すれば日本にいる間はかなり広範囲で使えるようにできるのであればやっていただきたいです。やはりその都度、登録しなければならないのは、日本人の私でも非常に面倒くさいというがあるので、そういうところがなぜなかなか進まないのか、進んでいるのかもしませんが、この先わずか5、6年の間にどういうふうに一括でまとめて広範囲で使えるようにできるのかということを知りたいと思っています。

もう1点、確かに海外の方というのは、今みたいに無料でやってほしいと思うのですが、その中でも恐らく先ほどの米倉先生のお話にもあったのですが、ニーズとしてセキュリティがそんなにきちり確保されてなくても、手続きがあまりない方がいいのか、もしくは、やっぱり多少手続きが必要でもセキュリティが確保されている方がいいのか、その辺りの現状がどうなのかということも知りたいと思っています。

(山内部会長) Wi-Fiの話はかなりいろんなところで話題になっていますね。どなたか、外国の仕組みとかご存じであればお願いします。個人的には、外国で利用すると結構お金を取られるような気がするのですけど。

(米倉臨時委員) ロサンゼルスなんかやろうとしたのです。もうできたのですか。市全体でやるという話を僕は聞いたのですけど。日本でも勘違いしている人がいて、いや、最近はつながるよと。だけど、あれはドコモを持っている人はドコモにつながるし、ソフトバンクを持っている人はソフトバンクにつながるので、海外から来た人はつながらないのですね。この部分をどういうふうにするか。

しかし、フリーWi-Fiといっても、すでに投資をした人たちがいるので、その投資をした者に対して、それを開放することによってどうやって投下資本を回収するメカニズムを付けるのかということが重要だと思います。どこに行っても水が飲めますよね。でも、それは国が投資したからです。同じように、普通の水は飲めますが、味付

きのおいしい水が欲しければ、それはアプリの方からダウンロードしてとか、そういう工夫が必要なのかもしれないですね。僕も是非総務省に調べてほしいと思います。

(山内部会長) それはいずれまた機会を作って回答していただきたいと思います。水道理論という理論をいただいたと思います。そのほかにいかがですか。

(知野委員) 5原則、どれもよいと思うのですが、1点だけ、全体に眺めていると、最後の「利用者視点」のところ「利用者の便益の最大化」とあります。つまり、すべてのことがうまくいって、利用者にとってプラスになる、利益になるとか、そういうことを指しているように思われます。

先ほど来、事後規制の話も出てきていますが、やはり消費者にとってはそれで何か問題が起きないかとか、その不安が出てくると思うのですね。今までより状況が悪くなる可能性があるかもしれない。そうすると、この「便益の最大化」もよろしいのですが、それにプラスして何か利用者保護に近いニュアンスのようなもの、何か問題が起きたときには駆け込む場所があるとか、そういった支えみたいなものも入れておく必要があるのではないかと思います。

(山内部会長) 住川委員、どうぞ。

(住川臨時委員) 先ほどのセキュリティの件で、もう1点だけ付け加えさせていただくと、個人情報のような問題は罰則を強化することで便宜性を上げるということによろしいかと思うのですが、例えばインフラの制御や制御の装置に関わるような問題については高度なセキュリティが必要と思います。それはそれなりにクラシファイをしてそれだけの対価を払うということで分ければ、十分現実的な問題として成立し得るのではないかと思います。

(山内部会長) ありがとうございます。谷川委員、どうぞ。

(谷川委員) 3年前の議論というのを正確に分かってないのですが、この基本5原則を拝見して、1つの枠組みとしてしっかりしているなと思うのですが、3年前も同じような枠組みだったのでしょうか。それとも、3年前に作った原則よりもどこかが変わっていて、今回のものに対応できているようなところがあるのでしょうか。そのところを教えていただければと思います。

(山内部会長) 私も3年前の原則というのは完全に記憶してないのですが、状況が変わっておりますので、今回、我々は今の状況における原則ということで考えまし

た。その意味での変化・進歩というのがございます。3年前の議論というのは、大きな論点がございまして、それはいわゆる「光の道」という議論ですが、インフラの開放というような大きな議論がありました。ちょっとその辺の違いがあると思います。

(米倉臨時委員) 公正・公平の競争は重要だと思うのですが、やはりNTTに対して30%くらい政府が株を持っている。この現状のままで公平・公正な競争ができるのかどうか。整備率と普及率の差は、資本の有効活用になってないから出ていると思うのです。これだけ投資しているのに使われていない。なぜそんなに投下資本が有効に使われていないことに対して株主からの声が上がらないのかということ、やはり政府が持っているからではないか。政府が非常に大きな株主であるということが経営の効率化を妨げているという可能性もあると思うのです。ですから、そういうことも含めて、NTTドコモやKDDI、そういうものを全部一緒に公平・公正にやるという場合に、資本構成の在り方がこのままでいいのかということについては、きちんと触れる必要があるのかなと思います。

(山内部長) ありがとうございます。大体よろしゅうございますか。いろいろご意見をいただきました。先ほどもちょっと申しましたけれども、(1)の議題の検討状況に対するご意見と、私がお提示させていただいた5原則、これについて両方のご意見をいただいたと思っております。検討状況についての追加的なご意見については、また事務局の方に整理していただいて、今後の取りまとめに向かう中で生かしていただくような形でお願いしたいと思います。

それから、5原則についてでありますけれども、何点か、こういったものも含めてほしいというご意見をいただいたと思います。例えば安心・安全の問題というのもそうですし、人材の育成というのもそうですし、個人情報に関係に絡んで精神論といえますか精神的な考え方、そういったものを補足するということ。そして、今何度もお議論いただきましたけれども、公平・公正というものへの考え方をどういうふうにするのか。例えばそれはエビデンスの問題、具体性、情報の問題、こういうのをどうするのかと、そういうご意見をいただきましたので、その辺、少し私の方で引き取らせていただいて、また事務局と相談の上、盛り込むべき点は盛り込むというような形にしたいと思います。

ただ、基本的な形は今回のこの5原則をお認めいただいたかなと思っており、特

に大きな変更のご指示はなかったように思っておりますので、そのような形で取りまとめさせていただこうかと思えます。ありがとうございました。

(吉田事業政策課長) 事務局でございます。若干、事実関係だけ、今出たご意見につきまして説明させていただきます。

フリーWi-Fi についていろいろご意見をいただきましたが、木場先生からご指摘いただきましたアンケートというのは、確かに3年くらい前のアンケートでございますが、実は我が国のフリーWi-Fi はその後急速に増えています。手続きにつきましても、全く手続きフリーでというのはまだ限られていますけれども、いくつかのフリーWi-Fi スポットの手続きを共通化するという利便性の向上というも行っておりますので、本日いろいろなご意見をいただいた点について、私どもで調べている部分もございますので、また資料としてお配りさせていただければと思っております。

また、最後に米倉委員からご指摘いただきましたNTTの保有株につきましては、政府としてあまねく電話を確保する、国民に広く確保するという、そういう政策目的の下に最低限の国の関与という中で、できるだけNTTが自由に経営を行いつつ、最低限の株式を保有することによって、あまねく電話が確保できなくなるような事態を避けるという趣旨から持っているものでございます。

(山内部会長) ありがとうございました。途中でございますけれども、今、上川副大臣がご到着になりました。上川副大臣におかれましては、後ほど一言ご挨拶をお願いしたいと思っております。その他、この議事についてご発言ございませうでしょうか。

(米倉臨時委員) あまねく電話を普及させるために持っているというのは分かるのです。そのこととモバイルにおける競争ということをきちんと分けて考えるならば、制度的な担保をしないといけないと思うのですね。ですから、その趣旨は分かりましたけれども、そのまま自由競争をやって、本当に自由・公平な競争と言えるのかどうかをやはり考える必要がある、ということです。

(山内部会長) ありがとうございます。ただ今、新藤大臣がご到着になりました。ちょうど議事の切れ目でございますので、ここで新藤大臣から一言ご挨拶をいただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

(新藤総務大臣) 部会の審議を中断させることになり恐縮でございますが、総務大臣の

新藤であります。先生方には大変ご多忙の中、特別部会の委員を引き受けていただき、誠にありがとうございました。山内部会長をはじめとして、各分野の専門の方でありますし、また、たくさんの知識をお持ちの方でありますから、その知見を活かし、ご議論いただきながら所期の目標を達成していただきたいと思っています。

私が考えております、そして総務省がやらなければいけないことを申し上げます。それは日本がこれから少子高齢社会・人口減少社会を迎える中でどのように経済を成長させて、しかも持続可能な社会を作っていくか、そういう中で新しい産業を興したり、社会的課題を解決しなくてはならない。その国の活力を維持する上で、ICTがあらゆる分野で基盤になるに違いない。したがって、情報通信は、先生方もご承知のとおり、また私たちが思っている以上に、今後、日本の活力を引き出す原動力になると確信しております。

その意味において、あえて今般 2020-ICT 基盤政策特別部会という名称にさせていただきました。名称については私自身思い入れがございまして、いろいろ検討した結果我々は基盤を作っていくんだ、国の基盤を整えるんだという思いで、この名称にさせていただいたところです。

また、2020年、6年後になります。我々はオリンピック・パラリンピックで世界からお客様をお迎えすることになります。世界中の人たちに日本の魅力を感じていただくような、また、日本の技術力はここまで進んでいるのかというところをお披露目する最高の機会を得ているわけですから、そういったものを踏まえて、今後の展望というのを作れないかということでもあります。

志高く、私ども総務省がすべてできるわけではありませんし、ICTは各分野に関連してまいります。その大元である基盤を我々がしっかりと、まずはコンセプトから定めて、そして様々なアプローチの方法を考えていただければありがたいと、こういう趣旨でございます。

是非、先生方には、忌憚のないご意見を賜りたいと思いますし、独創的なアイデアもご提案をいただきたいと思います。これまでもあれはやりましょう、これができるのではないかとっておりますけれども、安倍内閣としては、今、実践とスピードが問われていると思っておりますので、野心的なご提案も大歓迎でございますから、よろしくご審議のほどをお願い申し上げたいと思います。

(山内部会長) 大臣、どうもありがとうございました。前回は申し上げたように、大変な課題をいただいたように思っておりますので、我々もがんばります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。本日は本諮問に関連いたしまして、住川委員と磯部委員のお二人からプレゼンテーションをご準備いただいております。お二方連続でプレゼンテーションをしていただいた後に、まとめて質疑とさせていただきたいと思います。それでは、まず、住川委員、プレゼンテーションをお願いいたします。

(住川臨時委員) プレゼンの機会をいただきましてありがとうございます。2020年におけるICTの状況がどのようにあるべきか、どのようになるのだろうかという利用者の立場からのご説明をさせていただこうと思います。この分野の専門であります梶浦の方からご説明をさせていただきます。

(日立製作所梶浦氏) 梶浦でございます。日立製作所でICT政策を担当いたしております。本日はこのような機会をいただきまして、ありがとうございます。住川の指示に従いまして、お手元の資料2-4に基づいて説明させていただきます。

本日いただいた課題というのは、2020年代にどんな社会を見据えているのか、それに対して、ICTは一体何ができるのかというような視点で、弊社の考えていることをこのタイトルでご説明させていただきたいと思います。

最初に1ページ目でございますが、目指すべき社会としては、結論から申し上げますと、いろいろなところにある情報を共有して活用できる社会のIntelligent化だというふうに考えてございます。今日もいろいろな委員の方あるいは総務省さんの整理の中で出てまいりましたように、市場とか社会の情報がいろいろあるけれども、これをあるところで分野ごとに束ねて、それで行政、我々企業、あるいは個人の方がいろいろなことに使っていく。まさにIntelligent Japanというようなものを2020年代に向けて作っていくべきではないかということが我々の結論でございます。

もっと極端に申し上げますと、従来、国力の指標というのは、昔から人口とか生産量と言われていましたが、21世紀になった今は、それらに加えて「有効な情報の質×量」こそが国力の指標の1つであると考えております。

では、情報の共有・活用というのは一体どういうことなのか、まず、細かなレベ

ルからご説明いたします。2ページに書いたのは、企業の中、例えば弊社グループでやっているお話でございます。いろいろなお取引先やいろいろな部門から現場情報が経営者のもとに上がってきて、それで経営戦略を立てて、あるいは緊急の手配をするとか、制度改革をするとか、仕様変更をするとか、あるいはお取引先・お客様を増やしていくとか、こういうようなことに使ってきたわけでございます。

もちろんこのようなシステムもこの30年の中で徐々に日立の中でも組み上げてきたものでして、まだ決して完成しているとは申せません。ただ、まずは事業所単位で経営者が視えるようにし、それをグループ企業や海外事業所にも展開して、徐々に蓄積する情報、取れる情報の量、そのフィードバックの手段、そういうものを蓄積したわけでございます。

3ページをお願いします。情報共有・活用は企業の中だからできるのであって、企業をまたがるとなかなか難しいのではないかと、これはよく言われるお話でございます。これに対しては、1つの面白い例がございます。3ページに示した例は、3年ほど前だと思います、総務省さんのユビキタスネット社会推進協議会というものの最終報告会で、ある方がご説明になった資料について許可をいただいたものでございます。

この業界というのは海運業界でございます。世界的には3つの大きな海運のグループがございます。当然、競合相手でございますが、2015年に向けて、相手型の持っているコンテナの位置までリアルタイムで見えるようにしよう。そういうのが進んでおりまして、その一環として、自動車の完成車の輸出、日本からベルギーに持っていくときの実証実験、あるいは上海から日本へ持ってくるものの実証実験、こういうようなものをその協議会でやらせていただいたわけでございます。ここにおきましては、共通的な空間コード、座標系ですね、それを用いておりますし、コンテナ各々にユニークなID及びタグが付けられているというのが実験の目的でございました。

次のページをご覧ください。同じような考え方で、これから少子高齢化等の課題がございまして、過疎化などの対策として、地域における活性化というのは当然重要な課題でございます。

1つの例としてヘルスケアの関係ですけれども、このような概念図をいつも考えております。大きく医療と介護、法制度のある2つのものがございまして、法制度は特

にないのですが、健康管理というものもございます。これらのものを担っている機関が各々違うということもございます。私も一人の患者、利用者として、それらが横通しで情報を渡せないことによって、重複の検査や、3.11の時に薬を流されてしまったお年寄りが避難所で非常に苦勞をされたというような話への対応というようなものも、こういうような情報共有・活用ができていればもっとうまく行ったのではないかと、こういうことを考える次第でございます。

医療もゲノム解析等が進んでまいりまして、マスの医療ではなくて、個人を対象とした医療ができるようになった時代に、やはり個人の情報の連携というものは当然プライバシーの保護に配慮しながらではございますけれども、活用していくべきかと考える次第でございます。

次の5ページも地域活性化のお話の1つです。昨年度開催されました、総務省のG空間×ICT推進会議の委員でもございました、富山市の森市長がご説明になった資料から抜粋させていただいております。

富山市さんはコンパクトシティというものを目指して、とにかく現状の人口の分布をまとめています。これはマイナンバーではなくて、住民基本台帳データで、既に完備されておりますが、その氏名・住所・生年月日・性別、この4つのデータだけでもそれを地図上にマッピングいたしますと、例えば65歳以上の方の分布はどこが多いのか、そういうのを見てみると、一目瞭然でございますけれども、右の図のように、中心市街地がやはり多いのがわかります。ということであれば、中心市街地に歩いて暮らせるような街を作るべきではないかということです。公共交通機関を活性化すべきではないかと、こういう都市計画のコンセンサスというのが非常に得やすいというようなことをビジュアル化にして見せるということが効果を上げたというご説明でございました。これもある意味、情報の共有・活用の典型的な例だと思います。

6ページ目は地域における情報共有・活用のもう1つの典型的な例でございます。これはまだ一部の政令指定都市等でしかできてないことですが、地下にはいろいろな設備が敷設されております。特に道路の下には水道管、キャリアさんのケーブル、あるいは電力会社さんが敷設されたケーブル、ガス管、こういうようなものが通っております。従来、別々の事業者さんですから、別々に管理されていて、掘ってみようというときに、隣の管に穴を開けてしまわないかという危惧があって、いろんな手続き

が必要でございました。

そういうものを少しでも簡略化しようということで、道路管理センターというところが図面の一元化をしております。これが1つ効果を生んだのが、3.11 東日本大震災時の液状化の折です。浦安市が有名ですが、千葉市でも液状化が発生いたしました。これの復旧に関しましてはほかの液状化の街よりも道路管理センターでデータベースを持っていた千葉市のほうが数倍早かったというお話を聞いたことがございます。非常時だけではなく、平常時の効率化も当然できるわけですから、このような業界をまたがった情報共有・活用というものは非常に効果があるものだということをご理解いただければというふうに存じます。

次のページをお願いいたします。私どもは社会インフラ×ICT ということで、いろいろなサービス革新をもたらしたいと思っている企業グループですけれども、社会インフラの革新というのがやはり底流にございます。それから、その上に乗かってビジネスの成長というものがあります。これは弊社も含めてやりたいなと思っているわけでありまして。それらがひいては消費者の皆様、国民の皆様、市民の皆様の安心・安全な生活につながっていくと。

いずれもサービスの革新、総務省さんの管掌分野で申しますと、ブロードバンドの普及という社会インフラの革新がございました。それを使って、今、インターネットエコノミーをはじめとして、我々はビジネスの成長ができるようになりました。その結果、安心・安全な生活に少しでも寄与できるかなと思っているわけですが、それらをつないでいるのは、ここに情報と書いた丸とそれを結んでいる線でございます。いろいろな機関・団体・組織の間を情報がめぐることによってこういうことが起きているという理念図を我々は考えております。

次の8ページ目でございます。では情報の共有・活用は日本の中だけかということ、間違いなくグローバルに行き交う時代になっているというふうに考えております。弊社グループもグローバル企業を標榜してやっておるわけですが、企業の中に限らず、グローバルなお客様・お取引先と一緒に、情報や経験や知識の共有をすることをおこなっております。例えば世界中で動いている弊社グループの建設機械はリモートで稼動状況を把握することができるわけでごさいます、それらをもとに新たなイノベーションが起こすことができるというのが私たちがやっていることであります。情報

共有・活用が全世界でできるというのが目指すべき社会だと考えてございます。

次のページをお願いいたします。インターネットエコノミーについて、グローバルと申しますか、まさにボーダレスになってしまったというお話をしてきたいと思えます。既に4年にわたって、総務省さんと米国商務省、経産省さんや外務省さん、米国では国務省加わっているのですが、日米のインターネットエコノミーに関する政策協議というものが局長級で既に5回にわたって開催されております。

その場に経団連としても何度か参加をさせていただいております、在日米国商工会とともに提言をさせていただいております。これはまさに国境をまたがる情報・経験の共有、こういうようなことを使って、日米両国、ひいては全世界の経済をレイズアップさせていこうということでございますが、そのときに提言した主な項目をここに5つ書いております。

今日は1つだけ、一番大きく書きました「オープンで透明なインターネットの堅持」が重要だというお話をさせていただきたいと思えます。今まで申しましたように、情報の共有・活用というものがいかに社会に役に立つかというのは、グローバルにも言えることなんです、一部の国には、オープンなインターネットを認めず利用を閉ざすというようなことをされる国もあり、国際社会の中で日米政府が協力して、オープンで透明なインターネットの堅持ということをお願いしたいということを再三にわたってご提言させていただいております。

最後のページでございますが、このようなお話をしてまいりましたのも、情報共有・活用が社会に繁栄をもたらすことを信じているわけでございます。1つの効果といたしまして、高齢化・過疎化という日本社会の課題には、自助とか共助とかいうのもあるのですが、やはり公的あるいは準公的サービスというものが強化されていくことが重要だと思っております。

1つには、例で挙げたヘルスケアサービスでございます。あるいは街そのものをコンパクトあるいはスマートにして、支援の必要な方をより効率的に、より高度なサービスができるようにするということがあります。その典型的な例は公共交通機関の活性化やダイヤの組み換えですとか、あるいはオンデマンドバスとか、そういうようなものにつながっていくかなと思っております。

もう1つは、業界内の協調・競争という話でございます。これはどの業界でも同

じだと思っておりますが、ある程度は協調できる領域がある。先ほどの海運業界の例を見ても分かるように、コンテナの位置はみんな見えるようにしようよ、と。そういうベースまでは協調できると。そういうようなことであれば、まず協調できる領域で情報共有する。それを新規参入する方にも提供すれば、新規参入が促進されるということもあろうかと思えます。非競争領域に一生懸命費やしていた情報収集とか分析の必要がなくなれば、その上に新たな付加価値を付ける企業努力をして、国際競争力を強化していく、こういうようなことができるのではないかと考えております。

また、交通分野等で大きな事故につながるようなもの、これは総務省の領域ではございませんけれども、行政さんが高速バスのモニタリングをするとか、電車の運行に関してモニタリングをするというのが安心・安全の確保につながると考えております。これも業界内での協調がある程度必要だというふうに思っております。

縷々申し上げましたことを通じて、最終的には有効な情報の蓄積による日本社会の優位性を確保できたらというのが私どもの願いでございます。情報があるゆえに「ヒト・モノ・カネ」が集まってくる。こういうような効果もあろうと思えますし、当然ながら、一般的に国際社会に対するプレゼンスが向上すると考えております。私どもの考えていることは以上でございます。

(山内会長) どうもありがとうございました。質疑応答は後ほどまとめてということにさせていただきます、引き続き磯部委員からプレゼンテーションをお願いします。

(磯部臨時委員) 資料2-5でございます。2020年代のICT社会に向けて、オリンピック・パラリンピックに焦点を当てて、お話を申したいと思えます。ポイントは2つございます。

1つは2020年に向けてどういうICT社会を目指していくのかということです。政策を考える上でも現時点のもの、足元だけではなく、将来像をきちんとイメージすることが必要だと思います。

もう1点が、オリンピック・パラリンピック対応を一過性のもので終わらせず、2020年以降により環境、よいICT社会、魅力ある社会を残すということと思えます。資料の中でレガシーという言葉を使っていますが、遺跡や遺産といって役に立たないようではけれども、そうではなく、きちんとその次の時代に役に立つものを、オリンピックを契機に作って残していこうということです。詳細については、三菱総合研究

所で当該分野の研究責任者をやっております中村から説明させていただきます。

(三菱総合研究所中村氏) 資料2-5に基づきご説明させていただきます。最初に2ページのグラフについては、2015年から2020年へのマクロのデータでカクンと落ちているところをご注目ください。物質的な拡大による成長はなく、付加価値を創出する方法を抜本的に変えなければならないタイミングが2020年だということでございます。

3ページをご覧ください。2020年、課題解決先進国では、既に参照すべき、真似すべきものは海外がなく、日本がオリジナルでやらなければいけないということ。2つ目に書いてあります「ポスト工業社会」、サービス経済化とも言われてかなり時間が経過しておりますが、なかなかモノ中心の経済から抜け出せないところをブレークスルーする必要があるというところがポイントになるかと思えます。

4ページをご覧ください。レガシーという言葉について今磯部の方からご説明させていただきました通り、ICT業界ではあまりいい言葉ではないのですけれども、ロンドンオリンピックのときからレガシーの専門の委員会が作られ、東京のオリンピックでも今レガシーに関する委員会組織が作られようとしております。このまま進捗した延長線上ではなくて、施策の前倒し、分野横断、特例・特区、規制緩和等による新たな挑戦を敢行し、2020年を契機として、目指すべき未来社会へのステップアップを図ろうということでございます。

5ページをご覧ください。これまで謳われている社会的な課題について、オリンピック招致委員会でもこれまで議論されております。左にあるとおり、観光、環境、安全、交通、施設等というようなことでカテゴライズしており、それぞれ真ん中に社会課題解決の例を書いております。

これらに対応するレガシーの例ということで、2020年を1つの実験場として2030年を目指した姿、健康増進支援システム、身体力補助ロボット、内外観光文化交流基盤、ユニバーサル言語音声対応、スマートエネルギータウン、低炭素・資源循環都市、それから、安全・安心都市基盤、高プライバシー保全システム、マルチユーススマートID、統合型次世代ITS、選手村コンパクトシティ、それから、5Gワイヤレスモデル都市、こういった1つの考え方が浮かんでくるわけです。

6ページをご覧ください。こちらは、ロンドン大会のときにブリティッシュテレコムが整理されたものです。既に、レガシー、環境低負荷(グリーンICT)ということ、

スケーラビリティが重要課題とされ、ブリティッシュテレコムはロンドンオリンピックが過去最大のデジタルオリンピックと統括しています。

これに対する我々の提案が7ページになります。招致委員会の提案書には様々なICTに関わるポイントが、選手村、パラリンピック競技、競技及び会場、マーケティング、輸送、メディアに関わることなど、ちりばめられております。こちらについてICTがどのようなポイントで実現を図っていくのかというのが8ページに書かれているところでございます。

左側に今申し上げた招致委員会の事業領域、さらに真ん中に貢献が期待されるICTの技術。かいつまんで申し上げますと、ウルトラハイビジョン(UHD)、4K/8Kというような部分、3D造形、3Dプリンタに代表されるような部分。それから、一番下のほうに、SDN(Software Defined Network)、仮想化技術ですね、こういったところも含めて、右側の社会課題領域を解決していくということになります。健康長寿、地域活性化、アジア友好強化に貢献する。アジアも中印を含むと30億という市場規模になると思いますけれども、それらのグローバル市場の取り方。温暖化対応、資源循環、社会基盤の長寿化・強靱化・高度化、ストック活用型社会の推進。それから、一番下に、モノ普及型需要経済の限界を迎えるというようなところを挑戦していくべきだろうということも指摘させていただいております。

9ページをご覧ください。情報処理の基本は、真ん中にあるとおり、入力、処理、出力というところになると思います。入力では、今はウェアラブル、G空間の情報、こういったものがこれからの活躍が期待されるところでありますし、真ん中の処理はまさしくビッグデータの解析の部分。それから、出力系は、高解像度、4K・8Kと言われている部分、それから、制御ですね。ロボットという言葉がありますがけれども、ロボットがICTかという議論もあろうかと思えますけど、ロボットこそ制御システムの権化、塊でございますので、ここが日本のお家芸でもあり非常に注目される場所です。

それに対して、右側に、ICTによる新産業創出が期待できる領域というのが書いてあります。キーワードがいろいろ飛び交っておりますけれども、例えば3段目にありますとおり、EVスマートモビリティというようなことがあります。内燃機関、炎を燃やして動いていた車、モビリティが電子制御のモータに変わるというところの大きな

変革です。真ん中ほどに「東京エレクトロニックレジデンス」という言葉がございます。居住空間そのものが ICT によってどう変わるのかということ。これまでも議論されているようでいて、なかなか新しい提案がなされていないところです。オリンピック村でどういう提案がなされるかということも含めて、注目される場所でもあります。その下の「ロボティックサービス」。既にいろんな人間生活にサービスをしてくれるロボットが登場していますけれども、こちらがウェアラブルや BMI という ICT と相まってどう成長していくかということが期待される場所だと思います。そのほか、「ヘルスプロモーション」。こちらと言われて久しいわけですがけれども、今から5年間でどのような実現がなされるかということになるかと思っています。

10 ページをご覧ください。2020 年といってもそんなにぼやぼやしてはいられないという表を書いております。特に 2019 年にはラグビーのワールドカップが開催されますが、それぞれの時点で実現できなければならないことをまとめています。それを逆追いすると、今年、来年辺りでどの項目が実現できるかということに狙いを定めた取り組みに入っていかなければいけないというタイミングではないかと考えられます。

11 ページの資料は 2013 年となっておりますけれども、既に 2014 年になっております。6 年後が 2020 年。今から 6 年前を振り返ると、ちょうど iPhone の 3 G が出現しました。iPad は 2010 年に出現しました。この 6 年間で皆さんのコンピュータへのアクセス、あるいはコミュニケーションのインターフェイスががらっと変わったわけです。今、2014 年、どういう状況かといいますと、例えば 3 D プリンタや 4 K ・ 8 K。4 K 放送は正式には放送されていませんが、4 K パネルが売れているというようなところで、情報へのインターフェイスがこの 6 年でかなり変わるということが予想されると思います。

そういったものを実現するための、加速するための方法として、12 ページに 4 つほど、手法論として挙げております。INTEROP 自体は毎年幕張で行われていますけれども、いろいろな機器を実験的につないで、相互につなげる場合にどういう課題があるのかというのを実践で検証していこうという方法。それから、右にありますとおり、Ideathon ・ Hackathon。最近盛んに行われておりますけれども、短期集中手法でいろんなアイデアを実現し、それを検証していく方法。それから、左下にありますオープンテストベッド。これはまさしく日本の中でもギガビット、あるいは IPv6、最近ですと

制御システムセキュリティというようなことでの実証実験を、ハンズオン形式で実際に使っていただきながら人材育成も含めて行っていく。それから、バックキャストイングという方法も最近は取り入れられるようになりました。2020年、2030年の姿をイメージし、そこから振り返り何をやっていけばいいのかと組み立てる方法です。

これ以降は参考データということでご説明させていただきたいと思います。13ページは、東京都とそのほかの民間企業との需要増加・経済波及効果予測でございます。東京都では経済波及効果2.5兆円から、一番大きいものでは150兆円。我々は、UFJモルガン・スタンレーの30兆円弱、消費の効果を見込んだところということで、こういう数字が出ておりますけれども、こういった経済波及効果というのを目論みながら、考えていくべきだろうというふうに思います。

14ページには、「ホリスティックアプローチ」というキーワードが真ん中に書かれております。環境容量を管理する、資源循環を制御する、エネルギー利用を高効率化する、すべてICTが活躍しなければいけないところですが、目指すときにホリスティックアプローチの概念が必要であるということです。こういったものがICTによって実現されていくということです。

例えば15ページですと、「Open Data City」というような取り組みが提案されております。こちらは弊社の小宮山理事長等があちこちで提案させていただいておりますが、地域・都市におけるいろんな行政サービスのフローのデータ、左側に並んでいるようなものと、右下にあるインフラストックデータ、国土強靱化ということで、ここにもいろいろなセンサーが付けられていますが、建材×ICTというような形でいろんな情報を吐き出してくる。こちらを経済活動の源泉としてどのように活かしていくかというところが1つの大きなイノベーションとなるということです。

それから、16ページは、こちらとも言われて久しいですが、データヘルスというのがキーワードになっております。未病化という言い方もします。医療というよりも健康開発、健康増進、ヘルスデベロップメントということになります。オレンジの部分の体のももとの情報、それからそこにどのような症状が起きたかということ。それから、それにどういう処方をするか。食育、体育、知育ということも含めて単なる医療、対処療法ではない形で行われる連鎖。その情報処理の中に様々なICTが活躍し、外側にあるような作業領域に波及していくという、重要なポイントを語っている

図でございます。

17 ページが高齢者と女性の皆様の労働力の活用のために ICT をどう活用していくかということでございます。真ん中辺りにウェアラブル ICT、BMI、ブレインマシンインターフェイスの話、それから運動・移動支援。身体性の拡張ということで、脳の支援でロボットを自分の体力のエクステンションとして動かすと、ガンダムというような物語がありますけれども、そういったものが現実的になってきているということです。ここら辺に女性本来が持っている感覚的な能力、あるいはコミュニケーション能力を、それからプラチナ世代が持っている人脈を生かしていく。プログラムを書くということでも、今の 60 代の方々というのはかつてプログラマとしても活躍していた人たちも多数おりますので、こういった方々に、新しいプログラミング言語で多少スキルアップしていただいて、ご活躍いただくというようなことも含めて、高齢者の皆様の活躍の場があるのではないかと思います。

18 ページについては地域づくりの核である大学について、職業大学校というような位置付けも考えるべきではないかということをご提案させていただいております。農業大学校というのは例でありますけれども、ここで ICT が活躍していく元になるだろうと。

それから、19 ページはそれ以外の考え方ということで、こちらはよくスマイルカーブと言われるところでございますけれども、川上側の商品企画、川下側の販売・アフターサービス、こちらの付加価値が上昇している一方で、生産ライン、製造の本丸のところは付加価値が減少している。ロボットが作ってしまいますので、設計して大量生産すれば、ものづくりの実際のところは、実は付加価値はあまり生まない構造になっていきます。これを捉えて、どのように経済を育てていくかということが重要になってきます。

そういった 1 つの例が 20 ページです。資源・素材のマテリアルリースというような考え方を弊社ではしておりますけれども、循環をうまくさせる。ここには ICT があって、管理あるいは制御できるという前提でございますけれども、リバーズ・マニュファクチャリングが可能になってくる。こういった半永久的な素材・資源の活用ということが実現できる世界。

それから、21 ページでは、最近文科省さん、JST さんのほうでもこれに取り組ん

でおられますけれども、生物・昆虫、こういったものから ICT によって高度に分析して、それをどう活かしていくかというものを見ていく世界、そういったところがあるかと思います。

最後に 22 ページですけれども、いろいろ縷々述べてまいりましたけれども、現場の日本の特に ICT 産業は、上のグラフになりますが、グローバルにモノを売りに行っている企業が少ない状況です。例えばお隣の韓国のサムスンとか中国のファーウェイとか、アメリカ、ヨーロッパの企業もそうなのですけれども、かなり海外売上比率が高い。そういった海外売上比率並みに日本の企業がなつたとすると、下のグローバル展開というグラフにあるとおり、海外売上は 22.9 兆円というような数字がございます。ここは目指せる範囲ではないかというところになります。こういうものも 1 つの参考の数値として今後の展開を図っていけるのではないかと思います。

23 ページ以降は、ICT 以外の方々が提案している ICT の活用例ということでご覧いただければと思います。23 ページ、有機 EL を壁紙に使ってしまった新しい居住空間の提案。24 ページはニュルンベルクで行われている、等身大の非常に大きな画面で、映像の中に入って行って、ショッピングを行えるようなサービス。当然スマホなんかも活用してやっているわけですけれども、残念ながら日本ではこのインスタレーションはないのですけれども、ドイツではこういったものも取り組み始められています。

25 ページ、26 ページは、ヨーロッパ、特にイギリスの建築家の若者たちがインスタレーションをしているオーグメンテッドリアリティの都市空間であるとか、そういったイメージになります。

こういった ICT 以外の方々の考えも参考としながら、我々 ICT としてはどのように取り組んでいくかというのを考えていければと思います。以上でございます。

(山内会長) ありがとうございます。それでは、2 つのプレゼンテーションについてご質問・ご意見を皆様からいただければと思いますが、いかがでしょうか。

1 つだけ、私、小さい質問をさせていただきます。今の磯辺委員、三菱総研様のプレゼンテーション資料の 14 ページに「新考柔軟性」という言葉が右側に出てくるのですけれども、こういう言葉をお作りになったのですか。

(三菱総合研究所中村氏) 小宮山の造語でございます。

(山内会長) 何かございませんか。

(野間委員) 感想みたいになってしまいますが、改めて申し上げますけれども、2020年まで時間がないということです。今、様々な産業で考えていることは、2020年の東京オリンピックまでに何をするかということと、2020年以降どうするかということだと思います。2020年までにやらなければならないことがかなりたくさんあって、今後6年間で何をやるかということで、そこを目指して様々な企業・産業がビジネスを取り組んでいると思っています。そのうえで、その先のところをもっとはっきりと描いていく必要があるのかなと思いました。いずれにせよ、2020年までには時間がない、それまでにやることは非常に多くあるという思いを強くしております。

(山内部長) ありがとうございます。今おっしゃっていただいたのはレガシーですね。いかにそれを持続していくかということだと思います。

大臣、よろしかったら、どうぞ。

(新藤総務大臣) ありがとうございます。大変参考にさせていただくとともに、総括していただいたと思っております。

しかし、恐らく、委員の先生方は、この2020-ICT基盤政策特別部会で何を成果物として出すのか、非常に範囲が広がってしまっていて、一体どこをどうすればというお悩みの部分があるのではないかと思います。

私も、今示していただいたようなことを踏まえて、このことを実現するためにはどうしたら良いかと考えています。特に、ICTの基盤という意味ではハードとソフトなのです。ハードというのは、将来の情報化社会に対応できるハードはどこまで整備しておかなければいけないのかという、そのイメージを作るべきだと思います。

それから、日立さんのプレゼンテーションの中で、情報共有・活用という言葉がずっと使っていただいておりますが、これはすごく危機的な状況を指摘されたと思います。例えば地域の介護、地域包括ケアシステムというのが、今回法律が強化されて、各自治体がそれを導入するようになるのですが、私も過日、先進地を視察しました。それぞれの町で、我が町こそが日本一のシステムだという仕組みを作っているんですね。帳票の作り方も別々なのですね。通所計画とか介護計画とか、ケアの計画も法律では最初の基本計画を定めるだけで、あとは自由なのです。

したがって、これからある市では、1つの病院、民間病院、公的病院を含めて、介護・福祉、その先の老後のケア、生活ケアみたいなものを含めたシステムを作りま

しようと言っているのですが、それがその町でクローズなシステムになっているのです。その人がひとたびどこか他の町で倒れると全く役に立たないし、引っ越してしまうと、もう1回別の仕組みを作らなければならない。結局、すべてを共有することはできないんですけれども、一体、情報化社会というのは中身はそれぞれ独自の工夫をするけれども、1つのルールの中で日本全国どこにいても使えるようなサービスにしていかないと共有化にならないじゃないですか。プライバシーの問題もあるんですけど、民間の利益が上げる事業と行政サービスもあるんですけど、でもこれも両方絡みますよね。私がここでお考えいただきたいと思うのは、情報共有・活用をするために、必要なハードは何を整備しなければならないのか、ということなのです。それは、例えばオリンピックやラグビーワールドカップのことにも触れていただいてありがたいのですが、こういうトラヒックがものすごく大きくなることを踏まえて、その先にもっと大きなものを作っていかなければならないとすれば、できる限り対応可能な基盤というのをどの程度整備すべきなのか、ということをやらなきゃいけない。

それから、ルールの共通化すべきものと、システムとか帳票とか、どこまでをセットにしなければならないのか。誰もそこをやってないのですよ。僕は、経済財政諮問会議やICTの関係会議とか、あらゆるところで言っているのです。このままでは結局、ばらばらに最先端のシステムを導入してしまい、後で収集がつかなくなってしまう。結果として、イントラネット社会になってしまうのです。それがすごい勢いでこれから整備されますから、後で整理しようとしたら、とんでもないことになります。

それから、今、私が申し上げたようなことを法律や制度で改正すべきものがあるのか。情報の基盤を整えるために、まさに情報通信審議会の中の特別部会ですから、法律や制度でここを入れたらどうなのだ、変えたらどうなのだというものがあるのかどうなのか。それから、規制緩和ですね。私は国家戦略特区の担当大臣も兼ねておりますし、地域活性化担当大臣もやっております。ですから、いろんなところで、まずは基盤を皆さんでご審議いただいたところで、具体的なプロジェクトをやる手段はいくつもあるのですよ。ですので、今、早くそこを整備しなきゃいけないのに、大元のところが分からなくてどんどんと進んでいってしまっているという状態ではないのかという意味で、私は危機的なものだと思っております。新しい世界に先駆けているような技術開発はやっていますから、そこをうまく整理していただけると、飛躍的な効果

が訪れるのではないかと。そこを是非、この検討スケジュールで言うと、7月に中間整理をされて、その前にいろんなヒアリングをされるということでもありますから、是非そういったアウトプットをイメージしていただけると、これは私の私見も含めてのことなのですが、どういう議論をすべきかということも含めて、皆さんでご議論いただけるとありがたいなと思います。

(山内部会長) ありがとうございます。どうぞ。

(滝臨時委員) 大臣の言葉に乗って、大変うれしい話をしていただいたので。

マイナンバーに紐づくポテンシャルはものすごく大きいわけですね。そういう意味で、今限られたことにしか活用の形になっていませんけれども、特に老人先進国を目指す意味でも、介護ロボットも絡めて、マイナンバー絡みの基本ソフトといますか、共有ソフトといますか、そこは大臣中心になって是非推し進めていただきたいと思います。

利便性というのは、裏返せばビジネスの創出でもあるので、必ず取り返せると思いますし、それがまたセキュリティを上げることに国家としてもお金を使えるようになると思います。ですので、スタートのところのマイナンバー絡みのシステムのいろんな応用性といますか。今許されている、通している事柄だけではなくて、さっきおっしゃられた隣の県で死んだら、死体も出てこないみたいな、そういう可能性を本当に心配しています。

そのところのやり直しはお金がかかると思いますから、時間もかかると思いますし、是非、大臣がそこまで肝を入れてやっていただいているとは知らないでごめんなさい。大変うれしく思いますので、お願いします。

(山内部会長) そのほか、いかがでしょうか。住川委員、どうぞ。

(住川臨時委員) 日頃から大臣には非常に精力的に IT の推進をやっていただいているわけですが。我々企業でいろんな IT の導入が始まったときに、最も注意すべきはデータベースをどういうふうきちんと構築するかということだったのです。データベースさえきちんとすれば、後のソフトは発展に合わせて導入することができると思われます。

国政の立場におられる大臣からすれば、少なくとも政府主導で、国民の利便性を担う自治体のシステムはやはり共通のプラットフォームができるようなことを是非ご

指導いただきたいなと思います。

(山内副会长) ありがとうございます。

(米倉臨時委員) まず、最初にインターフェイスをちゃんと合わせてプラットフォームを作る。どんどんクラウド化すれば、2.0以降の世界では、ユーザ側はもうほとんどやることはなくて、インターフェイスさえ合っていれば、ネット側ではプライベートな企業がさまざまな技術開発をしていくので、それを使えばいい。したがって、ユーザ側のインターフェイスをどう合わせるのかが、かなり重要な問題だと思うのですね。

それをやるというのはなかなか難しいので、とりあえず、三菱総研さんの15ページのフロー情報の公開。アメリカはオープンガバメントを掲げて、あらゆる行政単位があらゆる情報をデータベース化してオープンにしています。それを自由に使える。情報をオープンにするということは、基本的にはインターフェイスを合わせるところにつながるので、インターフェイスを統一してからオープンにするのではなくて、あらゆる情報をオープンにするとインターフェイスは合わせざるを得なくなるのではと思います。

僕は日本で今一番大きな問題なのは、財政が破綻しているということと、OECDで公教育費支出が最低水準にあるということだと思います。この2つをどうやって解決するかというと、政府の効率化、公務員の削減とか、国会議員の削減とかも含めた経費の削減を通じて、浮いた財源をどう教育に回していくか、その好循環を作る事だと思います。この2つの発表はそれなりにいいんですけども、日本の現状に対する危機感として、日本が財政破綻しているということと、教育に投資が回っていないことを強調し、この2つをどうやって解決するかということをもう少し前面に出した方がいいのではないかと思います。それから繰り返しますが、情報の公開だけはインターフェイスを合わせる前に進めていただくことが重要ななと思います。

(山内副会长) ありがとうございます。上川副大臣どうぞ。

(上川副大臣) 大変興味深い2つのプレゼンテーションをありがとうございました。日立さんの資料4ページの「地域における情報共有・活用」の部分で医療・介護・健康管理のところで、「ゲノム解析などが進み、個人を対象にした診療が可能な時代」とございます。また、MRIさんの資料の18ページに「ICT活用による職業大学ルネッサンス」ということで、国内・海外の大学ネットワークというところの連携も含めて、1

つ申し上げたいと思います。

5月の連休にボストンに行ってきました。そこでは、全体としては大学の集積が行われているということで、ハーバード大学とMITを含め、億万長者の方が寄付して作ったブロードインスティテュートというところが、1,000人単位の研究者を常勤と非常勤も含めて擁しながら、極めて巨大な世界的なデータベース、特にゲノムに関するデータベースを作り上げようということで、精力的にこの間マサチューセッツ州の支援を得ながら取り組んでいるというところでございます。

このデータベースの中にはアメリカ国内で収集したゲノム関係の情報についてはもちろんのこと、海外のものについてもできるだけ連携を取って集積していきたいということで、そのネットワーキングを海外に広げて進めていこうということです。と同時に、海外にもこれと並んだ拠点づくりをしていくということで、1つ、データベースの巨大なセンターをアメリカ国内に置くのではなくて、分散型で、それぞれがわりと独立心高く、連携さらに協調していくことができるような、そういうデザインを思い描きながら、まずボストンでやっていくという状況でございました。

今申し上げた日立さんとMRIさんの資料でございますが、例えば、今の医療やゲノムについてグローバルな構想を持ちながら、じゃあ、今、日本で中心となるようなところとしてはどこに焦点を当ててしっかりと戦略的に取り組んでいくのか。そして、第2段階としては、当然、同種のコンセプトを持ったところとどう連携をしていくのか。こういったことのビジョンをしっかりと持って取り組んでいかないと、ご知恵そのものは非常によく分かるんですけども、具体的にはどんどん進んでいる状況を考えると、相当具体的なレベルに落とし込んだ戦略づくりを具体的にしていかなければいけないのではないかということを感じて帰ってまいりました。

そういう意味では、日本の中での取り組みと、ほかの国々の同種のものをやっているところをできるだけ幅広く情報収集しながら、そことどういうマッチングができるのかということも併せて、例えば1つ医療の分野についてもそのような深掘りが必要ではないかと思えます。

そういう中で、例えばプライバシーの問題で、日本のゲノムの欲しい情報についてはなかなか国境を越えて出すことができないという制約があるというようなことをどう解決するのか、というようなことも含めて、具体的なモデルを動かすということ

通して、相当なレベルでグローバルなものも織り込んだところでやっていくことが非常に大事だなということを強く感じて帰ってきましたので、あえて触れさせていただきました。

(山内副会长) ありがとうございます。何かご発言はありますか。

(日立製作所梶浦氏) 上川副大臣、ありがとうございます。私が申し上げた国力というのは質×量だという意味で、今おっしゃったことは、本当にそのとおりだと思います。例えば米国はそういうアプローチをしている。別の国は、例えばDNAの検査キットを非常に安くばらまいて、安く検査しますよということで当該国へ取り込んで、当然ながらデータベース化するというようなお話もございます。それに関しては個人情報保護とかプライバシー保護とか、そういう法整備の国際的な標準化というようなことが当然必要だと思っております。

一方で、流通といいながら、隠すものといったら失礼ですけども、競争と協調でございまして、やはり日本の国力を高めるための競争領域のデータは何で、それだけを出さないのだというようなものも、私は医学業界の専門家ではないので、このデータですというのはとても言い切れないのですが、そういうのを早く決めて、全世界で流通させる情報はこれ、そうでなくて、日本の国力を高めるためのものはこれと、こういうようなところを医学業界でご検討いただければなと当方では思っております。

(山内副会长) ありがとうございます。そのほかにご発言ございますか。

(新藤総務大臣) 今、委員の先生方からいろいろいただきました、日立さんのマイナンバー制度の活用についてとか、逆にそういうことをご提案いただきたいのですよ。我々はやろうと思っておりますが、マイナンバーに載せてできるものと、載せなくてもできるものがあります。例えば既に始めているメディカルメガバンク。東北でまずやりましたが、全国でこれを展開させようと思っております。本人の承諾があつて、医療機関が参加すれば、自分たちの診療情報や薬の情報は共有できるのですね。でも、一緒にそういうものに参加しましょうというルールがないものだから、まだ加入率は1割に行かないのですよ。たまたまですが、ある県で新しい病院を作ろうとしているんですけど、全くそういうものを無視して、新しい病院をただ俺の町に作りたいというだけの計画が出てきていて。私はこれを絶対やめさせようと思つてね。病院を作るのだつたら、必ず地域の医療や包括ケアを入れなければ、そういう計画がなければ認められ

ないし、国税も出しませんよというくらいの勢いでやらないと駄目だと言っているのだけど、ルールがないから、現状では何もしなくても補助金がもらえる仕組みを使うと申請が来れば断る理由がなくなっちゃうのですね。ですので、マイナンバーも含めて、こういうものは共有すべしと、是非ご提案いただきたいと思っております。

それから、自治体の行財政をよくするために、国もそうですけど、電子行政を徹底的にやろうと。これは国・地方で思い切りやりますと、三菱総研さんに試算していただいたのですが、年間で約1兆円の行政支出のコストカットが可能です。そして、25%の業務時間がカットできる。その分、残業を減らしたり、その他の分野に振り向けることができる。政府のシステムは1,500システムありますから、給料計算も旅費計算も物品調達も全部ばらばらで省庁がやっているのですよ。これを統一させたりすることで、1,500システムを半分にします。そういう具体的な計画を作って、実行が始まっています。

それから、自治体の会計もばらばらなんですけど、これも統一フォーマットにして、資産管理をきちんと、どれだけの自治体は何を持っていて、いつまでに何を直さなきゃいけないのかを瞬時に全国一律管理できるようにしようと、今回、こういう仕組みも取り入れようと思っているのですね。公会計制度の改善、これは具体的なところで始まっています。

今私が申し上げたようなICTの成長戦略のツールというのが、6月の新たな成長戦略の見直しとして、日本再興戦略の中に入ってくるのです。それとともに、今度は国際競争力や国際展開するためのICTイニシアティブは何をしたらいいのかということを検討しています。これも既に総務省の中で、別々の委員会なんですけど、作って、その取りまとめをして、これからスマートジャパンICT戦略というのを打ち出そうとしているのですよ。ですから、具体的な球はいくつもあるのですよ。でも、繰り返しになりますが、大切なのはさっきのところなのです。その大元になるルールや制度や規制についての基盤の部分を整備しておかなければいけない。先ほどインターフェイスということを言っていただきましたが、その部分を是非ご提案いただけると、非常に個別具体のプロジェクトを進める中での基盤の部分を整理していただけると、今回の部会の成果、役割というのは、非常に我々にはありがたいものになると思っております。

(山内部長) どうもありがとうございました。

(知野委員) 上川副大臣のご指摘のデータベースのことなのですが。ライフサイエンス系の研究では、研究者にとって、どうやってデータベースを構築して維持していくかというのが数年来の課題になっているのです。国の研究でライフサイエンスに関してはかなり大型投資をして、いろんなデータが出るのですが、5年間のプロジェクトが終わると散逸してしまうとか、データベースを1度構築しても、手入れをしなければ役に立たないデータベースになってくるということがありました。今もライフサイエンスに関してはデータベースを作っていて、それが海外につながるようになっているのですが、やはりそこに投じるお金が少ないとか、国の方針が明確ではないので、自主的にお金を取ってやっていくという形でかなり苦戦しています。やはりこれはライフサイエンスだけではなくて、いろんな分野のデータベースがこれから大事になってくると思いますので、是非、国として何らかの指針を作っていくことが、今、研究者も求めていることですので、ご参考までに。

(山内部長) ありがとうございます。熱心にご議論いただきましたが、そろそろ時間ということですので。今、大臣からおっしゃっていただきましたように、我々がこの部会、この委員会で何を出していくかということについて、かなり具体的なお注文・ご要望をいただいたと思います。どこまでできるかですけれども、我々はがんばって、先ほどのルールとか、そういった形で何か提案できればと思います。

それでは、最後に上川副大臣から一言をいただきたいと思います。

(上川副大臣) 2回目の特別部会に大変活発なご議論を賜りまして、ありがとうございます。また、大臣からは、大変難しいながらも、大事な方針・ご提案をこの委員会でいただきたいということで、切実な課題であるということですので、よろしくお願ひしたいと存じます。

2020年は東京オリンピック・パラリンピックという、去年よりも前には想像もしない一大行事が、ある意味では日本の僥倖という形でプレゼンスされたと思っております。そこに向けて英知を結集していく大変大きな求心力としての役割を果たしていくというふうに思っております。Wi-Fiも含め、いろんな検討会を設けて精力的に先生方のご意見をいただきながら取り組んでいくということですので、この基盤政策につきましてはその大元だということですので、そういう意味でもオリッピッ

クの先の日本の社会のあるべき姿そのものを目指して、またそれをできるだけ共有して、もちろん小さなことも大変大事ではありますが、やはり骨太の国家的な戦略というのを打ち出して、それに向かって進んでいくということがとても大事なことじゃないかなと思っております。是非、これからますます山は高くなるということでございますが、すばらしい頂が見えるようにがんばっていただきますようお願い申し上げます。ご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(山内部会長) どうもありがとうございます。

それでは、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。次回の特別部会につきましては、開催日が決まり次第、事務局よりご連絡いただきます。以上で閉会でございます。どうもありがとうございました。

以上